

議案第 6 3 号

市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例の制定について

市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市地域共生センターの設置及び管理に関する条例
(設置)

第 1 条 本市は、地域共生社会の実現に寄与するため、市民等の社会参加及び介護予防の拠点となる施設として、地域共生センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市南行徳地域共生センター

位置 市川市香取 1 丁目 1 7 番 1 8 号

(事業)

第 3 条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民等の社会参加の機会の創出に関する事業
- (2) 市民等の介護予防の推進に関する事業
- (3) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(使用することができるもの)

第 4 条 センターを使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者その他市長が適当と認める者

(2) センターにおいて前条各号に掲げる事業を行おうとするもの
(使用の登録)

第5条 前条第1号に掲げる者は、センターを使用しようとするときは、市長の登録を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の登録をしないことができる。

(1) センターを使用しようとする者が第1条の目的に適合しない目的でセンターを使用しようとするとき。

(2) センターを使用しようとする者が前条第1号に掲げる者に該当しないとき。

(3) センターを使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(4) センターを使用しようとする者がセンターの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(5) その他センターの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(使用の許可)

第6条 第4条第2号に掲げるものは、センターを使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可をしないことができる場合について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「前条第1号」とあるのは、「前条第2号」と読み替えるものとする。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第9条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) 1月2日から同月4日まで
- (4) 12月28日から同月31日まで
(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第1項の登録を受けてセンターを使用する者又は第6条第1項の許可を受けてセンターを使用するもの（以下これらを「使用者」という。）は、センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、センターの使用を停止し、第5条第1項の登録若しくは第6条第1項の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が第5条第1項の登録又は第6条第1項の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) その他センターの管理運営上支障があるとき。

(入館の制限等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターを利用する者（以下「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他センターの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(損害賠償)

第13条 使用者又は利用者は、施設等を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地域共生社会の実現に寄与するため、市民等の社会参加及び介護予防の拠点となる施設として地域共生センターを開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。